

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム
非常勤職員給与規程

平成 22 年 4 月 1 日	制定
平成 22 年 10 月 1 日	改正
平成 23 年 4 月 1 日	制定
平成 25 年 3 月 12 日	改正
平成 27 年 3 月 10 日	改正
平成 28 年 3 月 8 日	改正
平成 29 年 3 月 14 日	改正
平成 30 年 3 月 13 日	改正
平成 31 年 3 月 12 日	改正
令和 2 年 3 月 10 日	改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム(以下「この法人」という。)非常勤職員就業規則第 20 条の規定に基づき、この法人の非常勤職員の給与に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(規程の適用範囲)

第 2 条 この規程は、この法人の事務局に勤務する非常勤職員(以下「職員」という。)に適用する。

(給与の種類)

第 3 条 職員の給与は、賃金、通勤費及び割増賃金とする。

(給与の支給日)

第 4 条 職員の給与は、毎月 20 日に支給する。

2 前項に定める支給日が休日の場合は、支給日を順次前日に繰り上げるものとする。

(給与の支給方法)

第 5 条 給与の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の 1 日から末日とし、その支給日は翌月の前条に定める日とする。

3 給与期間中において離職した者に対しては、速やかに給与を支給する。

4 職員の給与は、法令によってその職員の給与から控除すべきものの金額を控除した残額を、通貨によって直接当該職員に支給する。

5 前項の規定は、本人の申し出により本人の指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法をもって給与を支払うことができる。

(賃金)

第 6 条 職員の賃金は、非常勤職員就業規則第 9 条及び第 10 条に規定する勤務時間に対する報酬で、勤務時間 1 時間当たりの額は 1,060 円とする。

2 前項の規定にかかわらず、本人の能力(知識、技能、体力、成績)、職務、資格及び勤務成績等が特に優良な場合は、その内容を考慮して勤務時間 1 時間当たりの額を決定することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、必要があるときは、予算の範囲内において、勤務時間 1 時間当たりの額を改定することができる。

4 給与期間の賃金は、前各項の規定による勤務時間 1 時間当たりの額に勤務時間数を乗

じて得た額とする。ただし、次条に規定する勤務がある場合は、当該勤務時間数を勤務時間数から減じ、次条の規定による賃金の額を加えた額とする。

(割増賃金)

第 7 条 非常勤職員就業規則第 12 条第 1 項の規定により職員に時間外又は休日に勤務を命じたときは、その時間外又は休日の勤務時間に対して、次の各号に定めるところにより割増賃金を支給する。

- (1) 当該時間外勤務が所定労働時間を超えて行われた場合は、所定の 1 時間当たり賃金の額に 1.25 を乗じて得た額 (50 銭未満切り捨て、50 銭以上切り上げとする。) にその超えた時間数を乗じて得た額。ただし、次号に定める時間数を除く。
- (2) 前号の時間外勤務が午後 10 時から午前 5 時までの間に行われた場合は、その時間につき、所定の 1 時間当たり賃金の額に 1.5 を乗じて得た額 (50 銭未満切り捨て、50 銭以上切り上げとする。) に当該時間数を乗じて得た額とする。ただし、次号に定める時間数を除く。
- (3) 当該時間外勤務が休日 (勤務を要しない日) に行われた場合は、所定の 1 時間当たり賃金の額に 1.35 を乗じて得た額 (50 銭未満切り捨て、50 銭以上切り上げとする。) に当該時間外勤務時間数を乗じて得た額。ただし、次号に定める時間数を除く。
- (4) 前号に掲げる休日の時間外勤務が午後 10 時から午前 5 時までの間に行われた場合は、その時間につき所定の 1 時間当たりの賃金の額に 1.6 を乗じて得た額 (50 銭未満切り捨て、50 銭以上切り上げとする。)

(端数処理)

第 8 条 給与期間の勤務時間数、時間外勤務時間数、休日勤務時間数、深夜勤務時間数の合計に 1 時間未満の端数があるときは、その端数が 30 分未満の端数を切り捨て、30 分以上を 1 時間に切り上げる。

(通勤費)

第 9 条 通勤費は、職員が通勤のために有料の交通機関を利用する場合又は自動車その他の交通の用具 (以下「自動車等」という。) を使用することを常例とする場合に、交通費を支給する。

- 2 前項の有料の交通機関を利用する場合の支給額は交通費の実費とする。ただし、通勤定期購入等のために必要な場合は、必要な範囲で数か月分を一括して前渡しすることができるものとする。
- 3 第 1 項の自動車等を使用する場合の支給額は、次の表 1 に掲げる自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ同表に定める額とする。ただし、週所定労働日数が 4 日以下の場合は次の表 2 の割合を乗じて得た額とする。

表 1

自動車等の片道の使用距離	支給額
5 キロメートル未満	2,000 円
5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,100 円
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	6,500 円
15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	8,900 円
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	11,300 円
25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	13,700 円

30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	16,100 円
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	18,500 円
40 キロメートル以上	20,000 円

表 2

週所定労働日数	乗じる割合
4 日	0.8
3 日	0.6
2 日	0.4
1 日	0.2

4 通勤費の支給額は、月額 2 万円を限度とする。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会において決定し、代表理事（会長）の承認を得る。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事（会長）が別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの設立の登記の日（平成 22 年 4 月 1 日）から施行する。

附則

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。